

法律とはどのようなものか

西田幸介
(法学部教授)

幹部・校長らの贈収賄

不正に合格させたことで、大分県教育委員会の幹部や校長らが贈収賄罪で起訴され、有罪判決を受けている

・贈収賄罪

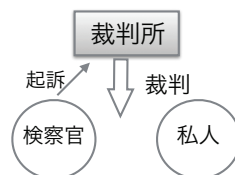
収賄罪：公務員が、その職務に関し、賄賂を收受し、またはその要求もしくは約束した罪で、5年以下の懲役となる（刑法197条）

贈賄罪：公務員に、賄賂を供与し、またはその申込みもしくは約束をした罪で、3年以下の懲役または250万円以下の罰金となる（刑法198条）

・犯罪の成立要件

- ①構成要件該当性
- ②違法性
- ③有責性

・刑事裁判



大分県教員採用取消事件から考える

- ・2007・2008年度の大分県小学校教員採用・昇任試験で不正があったとして県教育委員会の幹部・校長らが送検され、贈収賄罪で一部の者の有罪が確定した
- ・教育委員会は、不正行為者を懲戒処分（免職等）とし、2008年度採用試験で採用された教諭のうち21名を試験得点の不正な加点による不正合格であったとして自主退職させ（15名）または採用取消処分とし（6名）、不正がなければ採用されていた22名を教諭として採用した
- ・大分県は、不正加点があったために不合格となった54人（2007年度の不合格者を含む）のうち合意できた53名に計約9050万円を賠償金として支払った
- ・採用取消処分となった者のうちの2名が2009年に採用取消処分の取消しと損害賠償を求めて大分地裁に提訴し、うち1名が2015年2月23日に勝訴した（処分取消し・慰謝料33万円）：県は控訴

不正行為者に対する懲戒処分

教育委員会の幹部・校長らは、教育委員会から、懲戒処分（免職等）を受けている

・懲戒事由（地方公務員法29条1項）

次のいずれかに該当する場合

- ①法令違反をした
- ②職務上の義務に違反し、または職務を怠った
- ③全体の奉仕者として相応しくない非行があった

・懲戒の内容（地方公務員法29条1項）

戒告・減給・停職・免職のいずれかを選択できる
懲戒事由と比べて懲戒が重すぎる→違法

大分地裁判決

- 原告（元教諭）やその親族らが試験得点の加点を依頼した証拠はなく、県教委は加点された経緯や理由を全く解明していないため、情実に基づいて採用されたとはいえ、原告に対する採用決定を違法と評価できない
- 原告は、中学と高校の第1種教員免許を取得しているから教員としての能力は実証されており、原告に対する採用決定は、地方公務員法が定める能力実証主義に違反しない
- しかし、採用試験で特定の受験者の点数が合理的な理由なく操作されているので、このような操作のされた試験結果によって公務員が採用されたことが仮に違法と評価できる場合に、原告に対し採用取消処分をすることができるかを念のため検討する
- 原告に対する採用決定の違法性は重大なものではなく、それにより公務が停滞したなどの事情もなく、採用取消処分によって回復される公益は極めて抽象的なもので回復される程度も大きくない
- 採用取消処分により原告が被る社会的・経済的・不利益は具体的で重大なものであり、採用試験での不正な加点の非は県教委にあり、採用決定により失われた法律による行政を回復するために、原告に一方的に不利益を課すことはあまりにも原告に酷である
- 以上によれば、原告に対する採用取消処分は違法である

5

損害賠償は認められるか

原告は、採用取消処分が不法行為に当たるとして、大分県に損害賠償請求（国家賠償請求）をして、大分地裁がこれを認めた

- ・ 不法行為とは
故意または過失によって他人の権利または法律上保護された利益を侵害し、これによって他人に損害を生じさせる行為（民法709条）
→①故意or過失（一般的な注意義務の違反）
②権利侵害or利益侵害 ≒ 違法性
③損害
④因果関係
加害者には不法行為により生じた損害を賠償する責任がある
- ・ 国家賠償請求
国や公共団体に国家賠償法を根拠としてする不法行為に基づく賠償請求
賠償責任者：当該公務員を採用した国や公共団体

7

採用取消処分は適法か

教育委員会がした地方公務員の任命（＝教諭の採用）が、後に同じく教育委員会によって違法だったとして取り消されている（採用取消処分）

- ・ 公立学校教諭の任命（採用）
任命権者：教育委員会（地方公務員法6条1項）
任命方法：教育長が「選考」により行う（教育公務員特例法11条）
能力主義：任命は受験成績等の能力の実証による（地方公務員法15条）
- ・ 採用取消処分の可否
①任命＝違法の場合
教諭に帰責事由があったor
違法状態の放置が明らかな公益違反にあたる
②任命＝適法の場合
教諭に帰責事由があったor
教諭としての資格を欠く状態になる

6

まとめ

- ・ 多面的な評価の必要性
大分県、大分県教育委員会
大分県民、保護者・児童
不正行為者
一度不合格になった人
自主退職した人、採用取消処分を受けた人
- ・ 法律学科での学び
紛争を法的に解決する手段としての法律を知り活用できるようになる
社会的な事象を法的な視点から読み解く力をつける
- ・ 法律学の意義
「パン」のための学問＝実学
「正義」の実現＝人がよりよく生きていくための学問

8